

霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年11月28日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第144号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1時間につき 220 円
1時間につき 550 円
1時間につき 330 円
1時間につき 220 円
1時間につき 220 円
1時間につき 310 円
1時間につき 390 円
1時間につき 120 円
1時間につき 440 円
1時間につき 240 円
1台につき 60 円
1回につき 210 円
1時間につき 200 円
1時間につき 150 円

」を

「

1時間につき 260 円
1時間につき 660 円
1時間につき 390 円
1時間につき 260 円
1時間につき 260 円
1時間につき 320 円
1時間につき 460 円
1時間につき 140 円
1時間につき 520 円
1時間につき 250 円
1台につき 70 円
1回につき 220 円
1時間につき 210 円
1時間につき 160 円

」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図ること並びに令和元年10月1日から消費税及び地方消費税が引き上げられたことを踏まえ、額等の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。